

米原市庁舎等の在り方検討市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 米原市庁舎（以下「庁舎」という。）、米原市市民自治センター（以下「自治センター」という。）等についての調査研究を行い、その在り方について総合的な見地から検討するため、米原市庁舎等の在り方検討市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を市長に意見提言するものとする。

- (1) 庁舎および自治センターの在り方についての調査、研究および検討に関すること。
- (2) 行政サービスセンターの在り方についての調査、研究および検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、庁舎等の在り方検討について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は会議の議長となる。ただし、最初に召集される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認める場合は、会議を公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成23年4月25日から施行する。